議案第10号

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める 規則の制定について

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年3月17日提出

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

1 提案理由

新東広島市立美術館の開館日を調整することができたことから、新東広島市立 美術館の取扱いを定めた新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成 31年東広島市条例第5号)の施行期日を、令和2年11月3日とする案を教育 委員会定例会に提出するものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例

附則

1 この条例は、令和3年3月31日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。-略-

東広島市教育委員会規則第 号

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める 規則

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成31年東広島市条例第5号)の施行期日は、令和2年11月3日とする。